



佐賀県公報

平成15年
12月1日
(月曜日)
号外第2号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目 次

規 則

◎佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(人事課・六〇)一

人事委員会事項

◎佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(人事課・六〇)一

給料の切替え等に関する規則

◎職務の級における最高の号給を超える給料月額を受ける職員等の給料の切替え等に関する規則(規則・一八)三

期末手当の特別措置に関する規則(規則・一九)四

給料の調整額に関する規則(規則・二〇)七

初任給調整手当に関する規則(規則・二一)一〇

特地勤務手当等支給規則(規則・二二)一〇

住居手当に関する規則(規則・二三)二三

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(規則・二三)二三

改正する規則

(規則・二四)二三

東部工業用水道事項

佐賀県東部工業用水道に勤務する職員の給与及び旅費に関する規程の一部改正

(規程・一二)一三

公布された規則のあらまし

◎佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(規則第六十号)

1 給料表の全給料月額を改定することとした。(別表第一関係)

2 給料の調整額の調整基本額を改定することとした。(別表第七関係)

3 この規則は、公布の日から施行することとした。

4 所要の経過措置を定めることとした。

佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年十二月一日

佐賀県知事 古川 康

○規則

佐賀県規則第六十号

佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県現業職員の給与に関する規則(昭和三十七年佐賀県規則第九十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

◎佐賀県現業職員の給与に関する規則(規則第六十号)

別表第一(第2条関係)

現業職給料表

職員の区分	職務の級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	円 —	円 165,000	円 183,700	円 201,200	円 226,300	円 254,600
	2	円 120,600	円 171,800	円 189,600	円 207,200	円 233,200	円 261,900
	3	円 124,300	円 177,700	円 195,400	円 213,400	円 240,100	円 269,200
	4	円 128,100	円 183,700	円 201,100	円 220,000	円 247,200	円 277,200
	5	円 131,900	円 189,000	円 207,100	円 226,200	円 253,900	円 285,200
	6	円 136,000	円 193,900	円 213,300	円 232,900	円 260,700	円 293,500
	7	円 140,700	円 198,900	円 219,900	円 239,100	円 267,300	円 301,900
	8	円 145,500	円 204,200	円 225,700	円 244,900	円 273,500	円 310,000
	9	円 151,500	円 209,400	円 231,800	円 250,600	円 279,200	円 318,000
	10	円 157,500	円 214,500	円 237,600	円 256,400	円 284,600	円 325,500
	11	円 164,700	円 219,900	円 243,100	円 261,700	円 290,100	円 333,000
	12	円 171,400	円 224,900	円 248,700	円 266,800	円 295,400	円 340,000
	13	円 177,200	円 229,700	円 253,800	円 271,800	円 300,700	円 347,000
	14	円 182,700	円 234,500	円 258,900	円 276,700	円 305,600	円 353,100
	15	円 187,400	円 239,300	円 263,700	円 281,400	円 310,200	円 359,200
	16	円 191,800	円 243,400	円 268,200	円 286,100	円 314,800	円 365,100
	17	円 196,200	円 247,400	円 272,900	円 290,100	円 319,000	円 370,700
	18	円 200,000	円 251,200	円 277,500	円 293,600	円 323,300	円 376,000
	19	円 203,600	円 254,400	円 281,800	円 296,800	円 327,300	円 380,900
	20	円 206,500	円 256,700	円 285,400	円 299,700	円 331,000	円 385,400
	21	円 209,500	円 258,800	円 288,000	円 302,500	円 334,400	円 389,800
	22	円 212,300	円 260,700	円 290,300	円 305,100	円 337,500	円 394,000
	23	円 215,200	円 262,000	円 292,600	円 307,800	円 339,900	円 397,200
	24	円 217,900	円 263,400	円 294,600	円 310,200	円 342,400	
	25	円 220,200	円 265,000	円 296,600	円 312,600	円 344,600	
	26	円 222,300	円 266,700	円 298,500	円 314,700	円 347,000	
	27	円 224,400	円 268,300	円 300,300	円 316,800	円 349,200	
	28	円 226,600	円 270,000	円 302,200	円 318,700		
	29	円 228,500	円 271,500	円 304,000	円 320,900		
	30	円 230,500	円 273,100	円 305,900	円 323,100		
	31	円 232,400	円 274,700	円 307,700	円 325,100		
	32	円 234,000	円 276,400				
	33		円 277,900				
再任用職員		円 193,300	円 204,800	円 212,100	円 228,500	円 253,800	円 286,800

別表第七中「5,454円」を「5,427円」と、「5,620円」を「5,593円」と、「5,791円」を「5,764円」と、「7,500円」を「7,400円」と、「8,100円」を「8,000円」と、「8,700円」を「8,600円」と、「9,300円」を「9,200円」と、「10,300円」を「10,200円」に改め。

附 則

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

(最高号給を超える給料月額の切替え等)

最高号給を超える給料月額の切替え等、この規則の施行の日前の異動者の号給等の調整及び職員が受けた号給等の基礎については、佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成十五年佐賀県条例第四十三号）に基づく一般職員の例によるものとする。

○ 人事委員会事項

職務の級における最高の号給を超える給料月額を受ける職員等の給料の切替え等に関する規則を以下に公布する。

平成十五年十一月一日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

● 佐賀県人事委員会規則第十八号

職務の級における最高の号給を超える給料月額を受ける職員等の給料の切替え等に関する規則

(最高号給を超える給料月額の切替え等)

この規則の施行の日（以下「施行日」といふ。）の前日において佐賀県職員給与条例（昭和二十六年佐賀県条例第一号。以下「県職員給与条例」といふ。）別表第一から別表第四までの給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額（学校職員給与条例別表第一の備考の〔〕又は別表第二の備考の〔〕の規定の適用を受けた職員については、これらの規定の適用がないものとした場合の給料月額。以下この条において同じ。）を受けていた職員の施行日における給料月額（以下「新給料月額」といふ。）は、次の式により算定した額とする。

和三十二年佐賀県条例第四十四号。以下「学校職員給与条例」といふ。）別表第一から別表第四までの給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額（学校職員給与条例別表第一の備考の〔〕又は別表第二の備考の〔〕の規定の適用を受けた職員については、これらの規定の適用がないものとした場合の給料月額。以下この条において同じ。）を受けていた職員の施行日における給料月額（以下「新給料月額」といふ。）は、次の式により算定した額とする。

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給下位の号給との差額 ×

その者の施行日の前日における 施行日の前日におけるその者の
給料月額（以下「旧給料月額」） – 属する職務の級における最高の
号給の額

施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とそ
の1号給下位の号給との差額

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給の額

第十二条 前条の規定により新給料月額を決定される職員に対する施行日以後における最初の県職員給与条例第四条第八項ただし書若しくは学校職員給与条例第六条第八項ただし書の規定又は佐賀県職員給与条例の一部を改正する条例（平成十二年佐賀県条例第四十八号）附則第三項から第五項まで若しくは佐賀県公立学校給与条例の一部を改正する条例（平成十二年佐賀県条例第四十九号）附則第三項及び第四項の規定の適用については、その者の旧給料月額を受けていた期間（人事委員会の定める職員については、人事委員会の定める期間）をその者の新給料月額を受ける期間に通算する。

（任期付職員条例第四条第三項の規定による給料月額の切替え）

第三条 施行日の前日において一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に關

する条例（平成十五年佐賀県条例第一号）第四条第二項の規定による給料月額を受けていた職員の新給料月額は、次の式により算定した額とする。

その者の施行日の前日における給料月額

132,000円	×			-923,000円
				+913,000円
				133,000円

（任期付研究員条例第五条第四項の規定による給料月額の切替え）

第四条 施行日の前日において一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（平成十五年佐賀県条例第三号）第五条第四項の規定による給料月額を受けていた職員の新給料月額は、次の式により算定した額とする。

その者の施行日の前日における給料月額

108,000円	×			-880,000円
				+870,000円
				109,000円

（特定の職員の号給等の切替え等）

第五条 学校職員給与条例別表第一又は別表第一の給料表の適用を受けていた職員で、施行日の前日までに県職員給与条例別表第一の給料表の適用を受けたるところとなり、引き続き施行日に同表の適用を受けるものの施行日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算する期間は、第一条及び第二条の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得て定めるものとする。

附 則

（施行期日）
1 この規則は、公布の日から施行する。

（最高号給を超える給料月額を受ける職員等の給料の切替え等に関する規則の廃止）
2 最高号給を超える給料月額を受ける職員等の給料の切替え等に関する規則（平成十四年佐賀県人事委員会規則第三十六号）は、廃止する。

平成十五年十二月に支給する期末手当の特例措置に関する規則を以下に公布する。

平成十五年十二月一日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

●佐賀県人事委員会規則第十九号

平成十五年十二月に支給する期末手当の特例措置に関する規則
(改正条例附則第五項第二号に掲げる額を調整額に含めない職員)

第一条 佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成十五年佐賀県条例第四十三号。以下「改正県職員給与条例」という。）附則第五項及び佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例（平成十五年佐賀県条例第四十四号。以下「改正学校職員給与条例」という。）附則第五項の人事委員会規則で定める職員は、平成十五年六月に期末手当及び勤勉手当を支給された職員のうち、同月一日から同年十二月一日（同月に支給する期末手当について改正県職員給与条例第一条の規定による改正後の佐賀県職員給与条例（昭和二十六年佐賀県条例第一号）第十六条の五第六項及び第十七条第一項後段並びに改正学校職員給与条例第一条の規定による改正後の佐賀県公立学校職員給与条例（昭和三十二年佐賀県条例第四十四号）第二十条第一項及び第二十一条第六項の規定の適用を受ける職員については、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。）までの期間引き続き在職した職

員（同年六月一日（同日前一箇月以内に退職した職員であつて、同月に支給された期末手当及び勤勉手当について改正県職員給与条例第一条の規定による改正前の佐賀県職員給与条例第十六条の五第六項、第十七条第一項後段若しくは第十七条の四第一項後段又は改正学校職員給与条例第一条の規定による改正前の佐賀県公立学校職員給与条例第二十条第一項後段、第二十一条第一項後段若しくは第二十二条第六項の規定の適用を受けたものにあつては、当該退職した日）から基準日までの期間において、職員から人事交流等により引き続いて次の各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて職員となつた者であつて、当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により当該各号に掲げる者として勤務した期間であるものを含む。）以外の職員とする。

一 佐賀県職員給与条例又は佐賀県公立学校職員給与条例の適用を受ける職員

- 二 佐賀県現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十七年佐賀県条例第五十九号）の適用を受ける職員
- 三 佐賀県の地方公営企業に勤務する職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十二年佐賀県条例第六号）の適用を受ける職員
- 四 国家公務員
- 五 他の地方公共団体の職員
- 六 佐賀県職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年佐賀県条例第五十九号）第七条に規定する特定地方公社等職員
- 七 公益法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例（平成十三年佐賀県条例第四十六号）第十三条第一号に規定する退職派遣者（新たに職員となつた者の改正条例附則第五項第一号の給料等の月額の算定の基準となる日の特例）

2 改正県職員給与条例附則第五項第一号及び改正学校職員給与条例附則第五項第一号の人事委員会規則で定める日は、平成十五年四月二日から基準日までの期間における新たに職員となつた日（当該期間において、職員が人事交流等により引き続いて前条各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて職員となつた場合における当該日を除く。）のうち最も遅い日とする。

（在職しなかつた期間等がある職員の改正条例附則第五項第一号の月数の算定）

第三条 改正県職員給与条例附則第五項第一号及び改正学校職員給与条例附則第五項第一号の人事委員会規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

- 一 職員として在職しなかつた期間（基準日まで引き続いて在職した期間以外の在職した期間であつて、平成十五年四月一日から基準日までの間において、職員が人事交流等により引き続いて第一条各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて職員となり、基準日まで引き続いている在職した場合における当該各号に掲げる者となる前の職員として引き続いている在職した期間以外のものを含み、同月からこの規則の施行の日（次項において「施行日」という。）の属する月の前月までの間の月の中途中において、同条第一号から第三号までに掲げる者（以下この号及び次条において「佐賀県公立学校職員等」という。）であつた者から人事交流等により引き続いている新たに職員となつた場合における新たに職員となつた月の初日から新たに職員となつた日の前日までの期間のうち佐賀県公立学校職員等として勤務した期間（同項において「佐賀県公立学校職員等期

間」という。)を除く。)

二 休職期間（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条第二項の規定により休職にされていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）及び職員の分限に関する条例（昭和二十七年佐賀県条例第十号）第一条各号のいずれかに該当して休職にされていた期間（給料の全額を支給されていた期間を除く。）をいう。）、専従休職期間（地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受けていた期間をいう。）、大学院修学休業期間（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十条の五第一項に規定する大学院修学休業をしていた期間をいう。）、外国派遣職員期間（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例（昭和六十三年佐賀県条例第三号）第二条第一項の規定により派遣されていた期間（給料の全額を支給されていた期間を除く。）をいう。）、育児休業期間（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第二百十号）第二条の規定により育児休業をしていた期間をいう。）又は公益法人等派遣期間（公益法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例第二条第一項の規定により派遣されていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。）

三 停職期間（地方公務員法第二十九条第一項の規定により停職にされた期間をいう。）

四 佐賀県職員の育児休業等に関する条例（平成四年佐賀県条例第一号）第十一条、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年佐賀県条例第十八号）第二十四条第三項又は營利企業等の従事制限の許可基準等に関する規則（昭和二十六年佐賀県人事委員会規則第十二号）第三条第二項の規定により給与を減額された期間

五 佐賀県職員給与条例第十二条又は佐賀県公立学校職員給与条例第十三条の規定により給与を減額された期間

改正県職員給与条例附則第五項第一号及び改正学校職員給与条例附則第五

項第一号の人事委員会規則で定める月数は、平成十五年四月から施行日の属する月の前月までの各月のうち次のいずれかに該当する月の数とする。

一 前項第一号、第二号又は第四号に掲げる期間（佐賀県公立学校職員等期間のある月にあっては、同項第二号又は第四号に掲げる期間に相当する期間を含む。）のある月にあっては、同項第二号又は第四号に掲げる期間に相当する期間を含む。)のある月

二 前項第三号又は第五号に掲げる期間（佐賀県公立学校職員等期間のある月にあっては、同項第三号又は第五号に掲げる期間に相当する期間を含む。）のある月（前号に該当する月を除く。）であつて、その月について支給された給料の額（佐賀県公立学校職員等期間のある月にあっては、給料及びこれに相当する給与の額の合計額）が改正県職員給与条例附則第五項第一号又は改正学校職員給与条例附則第五項第一号に規定する合計額に百分の一・六四を乗じて得た額（第四条において「附則第五項第一号基礎額」という。）に満たないもの

（端数計算）

第四条 附則第五項第一号基礎額又は改正県職員給与条例附則第五項第二号若しくは改正学校職員給与条例附則第五項第二号に掲げる額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（雑則）

第五条 この規則に定めるもののほか、平成十五年十二月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（平成十五年三月に支給する期末手当の特例措置に関する規則の廃止）

2 平成十五年三月に支給する期末手当の特例措置に関する規則（平成十五年佐賀県人事委員会規則第一号）は、廃止する。

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年十二月一日

佐賀県人事委員会
委員長 蜂 谷 尚 久

●佐賀県人事委員会規則第二十号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（昭和三十二年佐賀県人事委員会規則第十二号）

の一部を次のように改正する。

別表第二を次のように改める。

別表第二 調整基本額表（第2条関係）

イ 行政職給料表

職務の級	調整基本額
1級	5,100円
2級	6,500円
3級	8,500円。ただし、1号給8,298円
4級	9,800円
5級	10,200円
6級	10,800円
7級	11,300円
8級	11,900円
9級	12,900円
10級	13,600円
11級	15,400円

ロ 公安職給料表

職務の級	調整基本額
1級	8,200円。ただし、2号給7,051円、3号給7,348円、4号給7,668円、5号給7,983円
2級	9,000円。ただし、2号給7,744円、3号給8,068円、4号給8,478円、5号給8,923円
3級	9,800円。ただし、2号給8,932円、3号給9,297円、4号給9,661円
4級	10,600円。ただし、1号給10,395円
5級	11,200円
6級	11,900円
7級	12,300円
8級	12,800円
9級	13,200円
10級	14,000円

ハ 医療職給料表（二）

職務の級	調整基本額
1級	6,100円
2級	8,000円。ただし、2号給7,947円
3級	9,600円。ただし、1号給9,243円、2号給9,562円
4級	10,200円
5級	11,200円
6級	12,000円
7級	13,000円

ニ 医療職給料表(三)

職務の級	調整基本額
1級	8,100円。ただし、2号給6,840円、3号給7,092円、4号給7,353円、5号給7,632円、6号給8,001円
2級	9,900円。ただし、2号給8,050円、3号給8,428円、4号給8,847円、5号給9,103円、6号給9,369円、7号給9,634円
3級	10,300円。ただし、1号給9,940円、2号給10,251円
4級	10,600円
5級	11,000円
6級	12,400円

ホ 高等学校等教育職給料表

職務の級	調整基本額
1級	9,300円。ただし、2号給6,633円、3号給6,912円、4号給7,236円、5号給7,591円、6号給7,996円、7号給8,446円、8号給8,743円、9号給9,045円
2級	11,700円。ただし、2号給8,599円、3号給8,910円、4号給9,225円、5号給9,558円、6号給9,913円、7号給10,408円、8号給10,926円、9号給11,448円
3級	12,700円（学校職員給与条例別表第一の備考の(二)に定める職員にあつては、13,000円）
4級	14,100円

ヘ 中学校・小学校教育職給料表

職務の級	調整基本額
1級	8,400円。ただし、2号給6,633円、3号給6,912円、4号給7,236円、5号給7,591円、6号給7,996円
2級	11,600円。ただし、2号給7,330円、3号給7,704円、4号給8,109円、5号給8,599円、6号給8,910円、7号給9,225円、8号給9,558円、9号給9,913円、10号給10,408円、11号給10,926円、12号給11,448円
3級	12,300円（学校職員給与条例別表第二の備考の(二)に定める職員にあつては、12,500円）。ただし、1号給12,150円（同表の備考の(二)に定める職員にあつては、12,500円）
4級	13,700円

この規則は、公布の日から施行する。

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年十二月一日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

●佐賀県人事委員会規則第二十一号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和三十六年佐賀県人事委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第6条関係)

期間の区分	職員の区分	1種	2種	3種
1年未満	307,900円	269,300円	216,700円	
1年以上2年未満	307,900	269,300	216,700	
2年以上3年未満	307,900	269,300	216,700	
3年以上4年未満	307,900	269,300	216,700	
4年以上5年未満	307,900	269,300	216,700	
5年以上6年未満	307,900	269,300	216,700	
6年以上7年未満	307,900	269,300	216,700	
7年以上8年未満	307,900	269,300	216,700	
8年以上9年未満	307,900	269,300	216,700	
9年以上10年未満	307,900	269,300	216,700	
10年以上11年未満	307,900	269,300	216,700	
11年以上12年未満	307,900	269,300	216,700	
12年以上13年未満	307,900	269,300	216,700	
13年以上14年未満	307,900	269,300	216,700	
14年以上15年未満	307,900	269,300	216,700	
15年以上16年未満	307,900	269,300	216,700	
16年以上17年未満	303,500	265,300	213,400	
17年以上18年未満	299,100	261,300	210,100	
18年以上19年未満	294,700	257,300	206,800	
19年以上20年未満	290,300	253,300	203,500	
20年以上21年未満	285,900	249,300	200,200	
21年以上22年未満	273,900	239,300	192,900	
22年以上23年未満	261,700	229,200	185,300	
23年以上24年未満	249,800	219,400	178,300	
24年以上25年未満	237,800	209,400	170,800	
25年以上26年未満	225,700	199,400	163,600	
26年以上27年未満	210,600	185,700	152,400	
27年以上28年未満	195,700	172,200	141,800	
28年以上29年未満	180,700	158,700	130,900	
29年以上30年未満	165,500	145,000	119,800	
30年以上31年未満	148,100	130,000	108,200	
31年以上32年未満	130,600	115,000	96,400	
32年以上33年未満	113,400	100,200	84,900	
33年以上34年未満	82,900	75,400	65,400	
34年以上35年未満	55,000	52,500	47,500	

備考 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。

2 この表において「1種」とは第2条第1号の職を占める職員を、「2種」とは同条第2号の職を占める職員を、「3種」とは同条第3号の職を占める職員をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

特地勤務手当等支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年十二月一日

佐賀県人事委員会
委員長 蜂 谷 尚 久

●佐賀県人事委員会規則第二十二号

特地勤務手当等支給規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等支給規則（昭和四十五年佐賀県人事委員会規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「同日が平成十四年四月一日から同年十二月三十一日までの間にある職員にあつては、当該各号に定める日に係る給料及び扶養手当について佐賀県職員給与条例の一部を改正する条例（平成十四年佐賀県条例第五十一号）第一条の規定による改正後の佐賀県職員給与条例（次条第二項において「平成十四年改正後の給与条例」という。）の規定によるものとした場合の給料及び扶養手当の月額）」を削り、同条に次の一項を加える。

3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 給与条例第十一条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日が平成十四年四月一日から同年十二月三十一日までの間にある職員 前項中「受けた」とあるのは、「係る給料及び扶養手当について佐賀県職員給与条例の一部を改正する条例（平成十四年佐賀県条例第五十一号）」の施行の日における同条例第一条の規定による改正後の給与条例の規定によるものとした場合の」とする。

二 給与条例第十一条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日が平成十五年四月一日から同年十一月三十日までの間にある職員 前項中「受けた」とあるのは、「係る給料及び扶養手当について佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成十五年佐賀県条例第四十三号）」の施行の日における同条例第一条の規定による改正後の給与条例の規定によるものとした場合の」とする。

一 前項各号に定める日が平成十四年四月一日から同年十二月三十一日までの間にある職員 同項中「に受けた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当について佐賀県職員給与条例の一部を改正する条例（平成十四年佐賀県条例第五十一号）」の施行の日における同条例第一条の規定による改正後の給与条例の規定によるものとした場合の」とする。

二 前項各号に定める日が平成十五年四月一日から同年十一月三十日までの間にある職員 同項中「に受けた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当について佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成十五年

佐賀県条例第四十三号）」の施行の日における同条例第一条の規定による改正後の給与条例の規定によるものとした場合の」とする。

第四条第二項中「定める日」の下に「。次項において同じ。」を加え、「（当該異動又は公署の移転の日が平成十四年四月一日から同年十二月三十一日までの間にある職員にあつては、当該異動又は公署の移転の日に係る給料及び扶養手当について平成十四年改正後の給与条例の規定によるものとした場合の給料及び扶養手当の月額）」を削り、同条に次の一項を加える。

3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定については、当該各号に定めるところによる。

一 給与条例第十一条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日が平成十四年四月一日から同年十二月三十一日までの間にある職員 前項中「受けた」とあるのは、「係る給料及び扶養手当について佐賀県職員給与条例の一部を改正する条例（平成十四年佐賀県条例第五十一号）」の施行の日における同条例第一条の規定による改正後の給与条例の規定によるものとした場合の」とする。

二 給与条例第十一条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日が平成十五年四月一日から同年十一月三十日までの間にある職員 前項中「受けた」とあるのは、「係る給料及び扶養手当について佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成十五年佐賀県条例第四十三号）」の施行の日における同条例第一条の規定による改正後の給与条例の規定によるものとした場合の」とする。

住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年十二月一日

佐賀県人事委員会

● 佐賀県人事委員会規則第一一十二号

委員長 蜂 谷 尚 久

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（昭和四十九年佐賀県人事委員会規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（職員以外の住宅の新築者等）

第三条の二 県職員給与条例第九条の四第一項第一号及び学校職員給与条例第十二条の二第一項第二号の人事委員会規則で定める者は、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に掲げる者とする。

- 一 前条第一号に掲げる住宅 当該扶養親族たる者
- 二 前条第二号に掲げる住宅のうち人事委員会が定める住宅 人事委員会が定める者

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を（以下）に公布する。

平成十五年十二月一日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

● 佐賀県人事委員会規則第一一十四号

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和六十年佐賀県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

改正する規則

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和六十年佐賀県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二十八の二の特定号給表の表中

「医療職給料表(二) 12号給」を「医療職給料表(二) 11号給」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（施行日における昇格又は降格の特例）

2 この規則の施行の日に昇格又は降格をした職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が同日に受けることとなる給料月額を同日の前日に受けしたものとみなしてこの規則による改正後の佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第二十二条又は第二十四条の規定を適用する。

○ 東部工業用水道事項

● 佐賀県東部工業用水道規程第二号

佐賀県東部工業用水道に勤務する職員の給与及び旅費に関する規程（昭和四十三年佐賀県東部工業用水道規程第七号）の一部を次のように改正する。

平成十五年十二月一日

佐賀県知事 古 川 康

第八条の二の表を次のように改める。

七	六	五	四	三	二	一	号給
九一三、 ○○○	七八一、 ○○○	六六八、 ○○○	五八五、 ○○○	五一四、 ○○○	四五七、 ○○○	四〇四、 ○○○	給料月額 (円)

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一(第2条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
		号給	給料月額									
再任用職員	1	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	2	—	—	184,400	218,200	235,700	256,300	275,600	296,800	330,300	367,900	416,000
	3	134,400	170,700	191,400	226,200	244,600	265,200	284,800	306,800	342,300	380,000	430,200
	4	138,800	177,400	198,600	234,600	253,700	274,200	294,300	316,900	354,200	392,200	444,500
	5	143,300	184,400	205,700	243,500	262,300	283,300	304,100	327,200	366,000	404,400	458,800
	6	148,500	190,200	213,300	252,500	270,800	292,400	313,800	337,600	377,600	416,700	472,700
	7	154,300	195,500	221,100	260,900	279,400	301,600	323,700	348,000	389,000	428,700	486,700
	8	160,200	200,700	229,000	269,300	288,000	310,900	333,600	357,800	400,500	440,500	500,500
	9	166,500	205,800	236,400	277,600	296,400	320,200	343,300	367,300	412,100	451,700	514,400
	10	171,100	210,700	242,800	285,700	304,800	329,500	352,700	376,700	423,500	462,800	528,200
外の職員	11	174,600	215,100	249,200	293,600	313,100	338,700	361,900	386,000	434,300	473,400	542,000
	12	177,600	219,500	255,400	301,300	321,100	348,000	370,900	395,300	444,000	482,900	553,100
	13	180,300	223,700	260,900	308,600	328,500	357,200	379,600	404,600	453,400	491,600	560,200
	14	182,800	228,000	266,400	315,600	335,900	366,100	388,000	413,200	461,100	499,000	567,100
	15	184,800	231,200	271,400	322,400	343,100	374,800	395,000	421,100	467,500	505,900	573,100
員以外の職員	16	188,400	237,200	281,000	334,000	353,300	387,800	405,200	432,500	478,500		
	17	240,100	285,000	337,600	357,300	392,800	409,400	436,300	482,800			
	18	243,000	288,700	340,900	360,600	396,200	412,900	440,000	486,900			
	19	244,800	291,900	344,000	363,400	399,700	416,600	443,900				
	20		294,200	346,300	366,300	403,100	420,100	447,500				
再任用職員	21		296,100	348,500	368,800	406,500	423,600	451,100				
	22		298,100	350,800	371,300	409,900	427,100					
	23		300,000	353,000	373,800	413,300						
	24		302,000	355,200	376,400	416,700						
	25		303,900	357,600	379,000							
	26		305,700	359,800	381,600							
	27		307,600	362,100								
	28		309,600	364,300								
	29		311,500									
	30		313,400									
	31		315,300									
	32		317,100									
再任用職員		150,100	187,400	215,300	251,700	269,000	292,800	309,700	331,300	365,800	400,400	453,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第二(第2条関係)

現業職給料表

職員の区分	職務の級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	円 —	円 165,000	円 183,700	円 201,200	円 226,300	円 254,600
	2	円 120,600	円 171,800	円 189,600	円 207,200	円 233,200	円 261,900
	3	円 124,300	円 177,700	円 195,400	円 213,400	円 240,100	円 269,200
	4	円 128,100	円 183,700	円 201,100	円 220,000	円 247,200	円 277,200
	5	円 131,900	円 189,000	円 207,100	円 226,200	円 253,900	円 285,200
	6	円 136,000	円 193,900	円 213,300	円 232,900	円 260,700	円 293,500
	7	円 140,700	円 198,900	円 219,900	円 239,100	円 267,300	円 301,900
	8	円 145,500	円 204,200	円 225,700	円 244,900	円 273,500	円 310,000
	9	円 151,500	円 209,400	円 231,800	円 250,600	円 279,200	円 318,000
	10	円 157,500	円 214,500	円 237,600	円 256,400	円 284,600	円 325,500
	11	円 164,700	円 219,900	円 243,100	円 261,700	円 290,100	円 333,000
	12	円 171,400	円 224,900	円 248,700	円 266,800	円 295,400	円 340,000
	13	円 177,200	円 229,700	円 253,800	円 271,800	円 300,700	円 347,000
	14	円 182,700	円 234,500	円 258,900	円 276,700	円 305,600	円 353,100
	15	円 187,400	円 239,300	円 263,700	円 281,400	円 310,200	円 359,200
	16	円 191,800	円 243,400	円 268,200	円 286,100	円 314,800	円 365,100
	17	円 196,200	円 247,400	円 272,900	円 290,100	円 319,000	円 370,700
	18	円 200,000	円 251,200	円 277,500	円 293,600	円 323,300	円 376,000
	19	円 203,600	円 254,400	円 281,800	円 296,800	円 327,300	円 380,900
	20	円 206,500	円 256,700	円 285,400	円 299,700	円 331,000	円 385,400
	21	円 209,500	円 258,800	円 288,000	円 302,500	円 334,400	円 389,800
	22	円 212,300	円 260,700	円 290,300	円 305,100	円 337,500	円 394,000
	23	円 215,200	円 262,000	円 292,600	円 307,800	円 339,900	円 397,200
	24	円 217,900	円 263,400	円 294,600	円 310,200	円 342,400	
	25	円 220,200	円 265,000	円 296,600	円 312,600	円 344,600	
	26	円 222,300	円 266,700	円 298,500	円 314,700	円 347,000	
	27	円 224,400	円 268,300	円 300,300	円 316,800	円 349,200	
	28	円 226,600	円 270,000	円 302,200	円 318,700		
	29	円 228,500	円 271,500	円 304,000	円 320,900		
	30	円 230,500	円 273,100	円 305,900	円 323,100		
	31	円 232,400	円 274,700	円 307,700	円 325,100		
	32	円 234,000	円 276,400				
	33		円 277,900				
再任用職員		円 193,300	円 204,800	円 212,100	円 228,500	円 253,800	円 286,800

備考 この表は、職員のうち現業職給与規則第2条に掲げる職務と同種の職務に従事する職員に適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
（最高号給を超える給料月額の切替え等）
- 2 最高号給を超える給料月額の切替え等、この規程の施行の日前の異動者の号級等の調整及び職員が受けていた号給等の基礎については、佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成十五年佐賀県条例第四十三号）に基づく一般職員の例又は佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成十五年佐賀県規則第六十号）に基づく現業職員の例によるものとする。

申購
込読
料先

一か年三、八〇円（送料共）
佐賀県総務部総務学事課

発行者 平成十五年十二月一日印刷及び発行
佐賀県知事 古川康行

印 刷 所 発行定日 毎週月水金曜日
西 部 印 刷 企 画 (株)